

◇ 確定申告書の提出を忘れていた場合

Q : 私は個人事業者ですが、所得税の確定申告を忘れていました。どうすればよいでしょうか。

A : 期限後でも申告書は提出できますが、延滞税や加算税がかかることになります。

【解説】

確定申告書は、申告期限後であっても提出することができます（これを期限後申告書といいます）が、この期限後申告においては、次のような取り扱いがされることとなっています。

- ① 青色申告特別控除を受けられる金額は、期限後申告の場合には55万円ではなく10万円が上限となります。
- ② 雑損失の繰越控除、純損失の繰越控除・繰戻し還付、居住用財産の譲渡損失の繰越控除は、損失の生じた年分について期限内に申告書を提出していなければ適用を受けられません。

また、期限内に申告しなかった場合には、納付すべき税額に対し、次の割合を乗じて計算した延滞税と無申告加算税がかかりますので注意してください。

- ① 延滞税…申告期限の翌日から2ヶ月間については年4.1%、その後の期間については年14.6%
- ② 無申告加算税…15%（調査がある前に自発的に期限後申告をした場合には5%）

なお、この期限後申告書は税務署から決定通知書が届いた後では提出できませんので、できるだけ早く提出してください。

